

再生可能エネルギーを活用する産業団地整備の実現可能性基礎調査業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、栃木県が発注する「再生可能エネルギーを活用する産業団地整備の実現可能性基礎調査業務委託」に適用する。

2 本業務の遂行にあたっては、本仕様書、業務委託契約書、その他業務遂行上必要となる技術基準、関係諸法令及び参考図書に基づき実施しなければならない。

(一般事項等)

第2条 本業務の受託者は、本業務実施にあたって、県と連絡を密にするとともに、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに県と協議しなければならない。

2 受託者は、本業務中に県から成果の報告を求められた場合については、これに従わなければならない。

3 受託者は、本業務委託の内容に関する機密を厳守するとともに、県の許可なく業務内容等を他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

4 本業務の成果品提出後、瑕疵が発見され、県から訂正を求められた場合には、受託者の責任において内容を修正することとする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和5（2023）年2月28日（火）までとする。

第2章 業務内容

(目的)

第4条 本業務は、200ヘクタールの整備目標を掲げる「新とちぎ産業成長戦略」の期間である令和7（2025）年度までに実現可能な、本県におけるカーボンニュートラル時代の産業団地の方向性を検討するため、再生可能エネルギーを活用する産業団地の実現可能性の基礎的な調査を行うことが目的である。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、次の各号に定める事項とする。

① 現況把握・整理

(1) 県内で調達可能な再生可能エネルギーの種類、供給量の現況把握・整理

・整理にあたっては、県が提供する「令和3（2021）年度栃木県再生可能エネルギー導入目標策定業務」の結果等を活用し行う。

(2) 産業団地ごとの立地企業数等、立地企業の電力需要量の現況把握・整理

・県内の既存の産業団地ごとの立地企業数や、各産業団地内に立地する企業の業種、敷地面積、従業員数について整理する。

・上記に加えて、立地企業の年間電力需要量について整理を行う。

・なお、立地企業数や業種、敷地面積、従業員数、立地企業の月別もしくは年間電力需要量は、県から受託者に数値データを提供するものとする。

・業種分類については、日本標準産業分類の中分類において、5業種程度を想定する。

(3) 業種ごとの電力需要量の現況把握・整理

・上記の産業団地ごとの整理を行った上で、県内産業団地に立地する企業の業

種ごとの電力需要量を整理し、業種別の電力需要量原単位の整理を行う。

(4) 企業ニーズ発掘に関わる支援

- ・ 県が企業ヒアリングを実施するにあたり、受託者はヒアリング項目やその内容（立地企業の再生可能エネルギー導入に関する意識、ニーズ等）に関するアドバイスをを行うとともに、必要に応じて、県と合同で企業ヒアリングを実施する。
- ・ なお、企業ヒアリングは、再生可能エネルギーを産業団地内立地企業で導入するためのニーズや県内産業団地への誘致に向けたアピール要素の発掘を考えている。

② 課題整理

(1) 県内で調達可能な再生可能エネルギーに関する調達課題の整理

- ・ ①(1)の現況把握・整理の結果及び現在の業界の動向を踏まえ、栃木県内で調達可能な再生可能エネルギーについて、その種別ごとに具体的な調達方法及びそれに伴う一般的な課題を整理する。

(2) 県内で産業団地RE100化を目指す場合の調達課題の整理

- ・ ②(1)で整理した調達方法及び課題を踏まえ、県内の産業団地において再生可能エネルギーを活用する場合の具体的な調達方法及びそれに伴う課題を整理する。
- ・ その際、県内の既存の産業団地をRE100化する場合、新規にRE100の産業団地を造成する場合を想定する。

③ 再生可能エネルギーで賄える産業団地のモデルの検討

(1) 規模・業種別の再生可能エネルギー導入可能性の検討

- ・ 産業団地の規模別（10ヘクタール、20ヘクタール、30ヘクタール）に立地企業数、従業員数、電力需要を想定し、5業種程度の需要パターンを分析・整理する。

(2) 現実的に導入可能な再生可能エネルギーの検討

- ・ ①、②、③(1)の結果から現実的に導入可能な再生可能エネルギーを3種類程度に絞り込み、規模別（10ヘクタール、20ヘクタール、30ヘクタール）にエネルギー需要面と照し合わせ、年間発電量や年間電力需要量をベースとしてモデルの検討を行う。

(報告書作成)

第6条 検討した経過及び打合せ記録等を整理し、業務報告書としてとりまとめるものとする。

(打合せ及び協議)

第7条 本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、中間時1回、業務完了前1回、その他必要に応じて、随時実施するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第8条 本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに栃木県産業労働観光部産業政策課企業立地班へ提出することとする。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 業務報告書 | 印刷物（A4版）10部、電子データ一式 |
| ② 業務報告書概要版 | 印刷物（A4版）10部、電子データ一式 |
| ③ 業務に用いた統計資料及び参考資料 | 電子データ一式（該当部分の抜粋可） |

2 電子データの仕様については以下のとおりとする。

- ① Microsoft 社Windows10 上で表示可能なものとする。
- ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章：Microsoft 社Word（ファイル形式はWord2016 以下）
 - ・計算表：表計算ソフトMicrosoft 社Excel（ファイル形式はExcel2016 以下）
- ③ ②による成果物に加え「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

第4章 その他

（貸与資料）

第9条 本業務実施にあたり、必要となる資料等のうち、県が所有する資料等については貸与するものとする。なお、本業務実施に必要な資料・資材等については、原則として受託者が準備することとする。

（特記事項）

第10条 この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。